

学校いじめ防止基本方針

令和3年度

島本町立第二小学校

(いじめの定義)

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈いじめ防止対策推進法第2条〉

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、「いじめは決して許されない」ということを児童及び教職員が共通認識を持ち、さらに、保護者・地域他関係者と連携を図りながら、すべての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、組織的に取り組むこととする。

(児童生徒の責務)

- ・ いじめは決して行ってはならず、また放置してはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、以下に定める基本施策を踏まえ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止・年間計画の作成

- ア 集団作り（ほめ合う活動）の取組推進
- イ わかる授業づくり・全員参加の授業づくり
- ウ 規範意識の醸成
- エ コミュニケーション力の育成

② いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ調査等
 - ・ 児童対象 生活アンケート 年3回（5月、10、2月）
 - ・ 学級懇談会、個人懇談会 等
- イ いじめ相談体制
 - ・ 通報、相談窓口の設置
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ・ 児童への情報モラル教育
 - ・ 保護者啓発

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の設置

<構成員>

校長、教頭、首席、生活指導担当、当該学年（緊急開催時）、養護教諭、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
二校区子ども支援コーディネーター

<活動>

- ・年間計画の作成に関すること
 - ・いじめ防止等の取組検証、評価に関すること
 - ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ※アンケートは、生活指導委員会と連携する
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
 - ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童への指導に関すること
 - ・その他、いじめ防止等に関すること

<開催>

- ・ 週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ・ スクリーニング会議を兼ねる

② いじめに対する措置

ア 学校対応の基本的な目的

(i) 児童が安全に、安心して学校に来ることができ、学校生活を送ることができる環境を回復すること。「安全・安心環境の回復」

(ii) 児童の成長発達の保障を目的とすること。「発達保障」

イ いじめに係わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、アセスメントに基づいて、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

スクールソーシャルワークの視点からの「アセスメント」と「プランニング」、「チーム対応」を原則とする。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、島本町教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を、教育委員会に設置されている附属機関と協力して実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) その他の留意事項

①保護者・地域他関係者との連携等

ア 学校基本方針の策定に当たっては、保護者・地域他関係者からの参画を得る。

イ いじめの問題の重要性の認識を広め意識啓発を図るため、学校基本方針を学校HP等で公開する。

②学校教育自己診断における取組検証

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(別添)

「いじめの初期対応マニュアル」

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

資料2 学校便り資料（保護者チェックリスト）

資料3 スクリーニングチェック表

資料 1

いじめ防止等に関する年間計画				
	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月		児童会啓発 (各学期初め)	家庭訪問	
5月		生活アンケート	家庭訪問	学校協議会
6月		二小フェスティバル		学校便り啓発
7月		学期末集計	個人懇談	
8月		校内研修(生活指導)		
9月				運動会
10月		生活アンケート	土曜参観	学校便り啓発
11月			個人懇談	学校公開
			学校教育自己診断	
12月		学期末集計	個人懇談	
1月				全校参観
2月		生活アンケート	学級懇談	参観・懇談
3月		検証・総括 年度末集計		学校協議会

い
じ
め
防
止
対
策
委
員
会
グ
ラ
ン
ド
定
例
議

ほ
め
合
う
活
動
(
ほ
め
言
葉
シ
ャ
ワ
ー
)

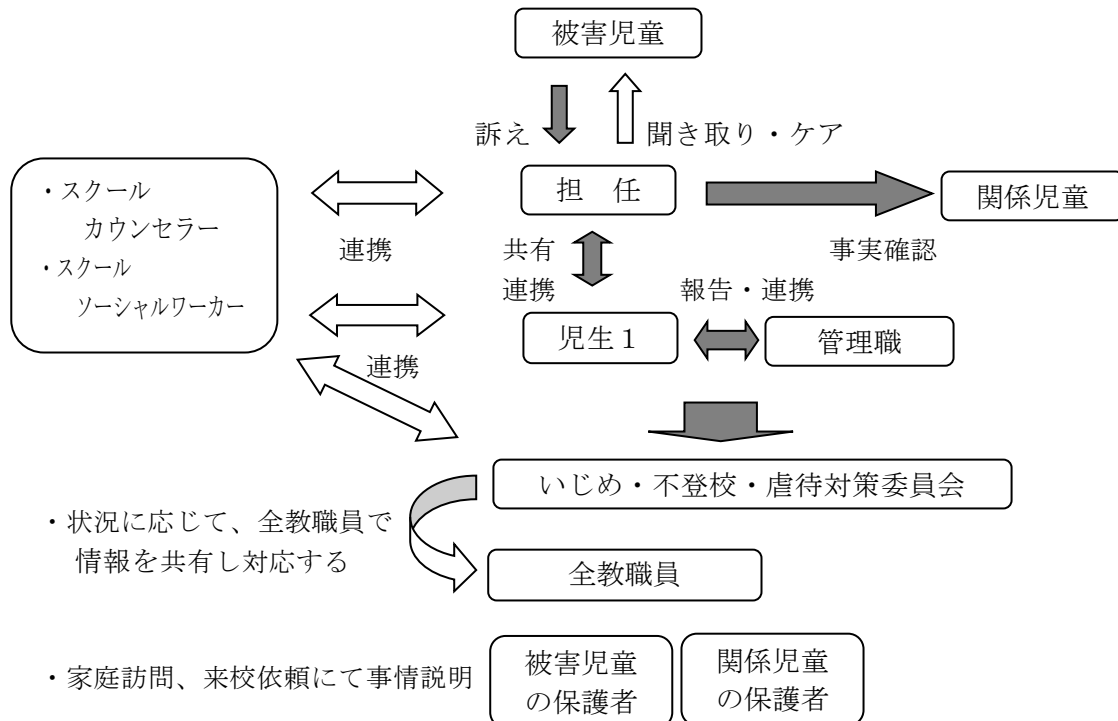
いじめの初期対応マニュアル

令和3年4月

生活指導委員会

【初期の対応】

- ① 児童からの訴えを聞いた担任は、まずは被害児童から丁寧に聞き取りを行う。また、第一に優先して被害児童への精神的なケアも行う。(担任に訴えるケース以外に、担任以外へ悩みの相談をするパターンもある)
- ② 程度や状況に関係なくいじめとして認知し、児生1（出張等で不在時は首席・管理職）と情報共有をする。
- ③ 担任（学年教員）・児生1と連携を取りながら、加害児童への聞き取り、指導、保護者連絡など対応。児生1から管理職へ報告
- ④ いじめ・不登校・虐待対策委員会にて、事実関係から、いじめの事態について判断する。また、状況によっては具体的な支援策や対応策、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担、保護者への説明方法、説明内容などを具体的に検討。
- ⑤ 児生1がいじめ報告書を作成し、管理職に提出。管理職から教育委員会へ報告書を提出。
- ⑥ 終礼等で、全教職員にも周知。状況によっては臨時の職員会議を開催する。



【初期対応の留意事項】

○いじめを訴えてきた児童への対応

- ・ 担任一人で、いじめかどうかの判断をしない。(大原則)
- ・ 被害児童が精神的苦痛を感じている場合や、本人・保護者からいじめられているとの訴えがあった場合は、程度や状況に関係なく、まずはいじめという認識を持ち対応していく。
- ・ どのような状況であるのかを、時間をかけて、丁寧に聞く。
- ・ 結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待つ。
- ・ 本人の要望（どうしたいのか、どうして欲しいのか）を十分に聞く。
- ・ 被害児童に対する精神的ケアをまずは第一優先とする。

○いじめたと訴えられた関係児童への対応

- ・ いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・ 事実を正確に把握する。
- ・ それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行いながら、全体像をつかむ。

○いじめ・不登校虐待対策委員会

- ・ 事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・ いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・ できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。（誰が、いつ、どこで、何をするのか）
- ・ 保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。（複数対応、電話では済ませない。）

○いじめの解消について

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- ・ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも下記の2つの要件が満たされている必要がある。

①「いじめに係る行為が止んでいること」

- ・ 被害者に対して心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上（あくまで目安）継続している。

②「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。また、学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があります。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

資料2

いじめに気づくチェックリスト(保護者向け)

- 1 最近よくものをなくすようになった。
- 2 学校のノートや教科書を見せたがらない。
- 3 親の前で宿題をやろうとしない。
- 4 お金の要求が増えた。あるいは親の財布からお金を持ち出す。
- 5 すぐに自分の罪を認め、謝るようになった。
- 6 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 7 学校のプリント、連絡帳などを出さなくなった。
- 8 ぼーっとしていることが多くなった。
- 9 無理に明るく振る舞っているように見える。
- 10 学校のことを尋ねると、「別に」「普通」など、具体的に答えない。
- 11 学校のことを詳しく具体的に聞こうとすると、怒る。
- 12 話題に友達の名前が出てこない。
- 13 学校に関する愚痴や不満を言わない。
- 14 個人懇談で何を話したかを過剰に気にする。
- 15 寝つきが悪い。悪夢を見ているようで夜中に起きる。
- 16 倦怠感、疲労、意欲の低下。
- 17 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下、痩せ、などの身体症状。
- 18 何に対しても投げやり。
- 19 以前は夢中で楽しんでいたゲームなどを、あまりやらなくなった。
- 20 理由のないイライラ。
- 21 ちょっとした音に敏感になった。
- 22 身体を見せたがらない。一緒に入浴したがる。
- 23 衣服、制服、靴などを、親の知らないところで自分で洗う。
- 24 友達からの電話に「どきっ」とした様子を見せる。
- 25 急に今までと違う友達とつきあうようになった。
- 26 以前では考えられないような非行行動の出現(万引きなど)
- 27 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にしている。
- 28 金遣いが荒くなった。
- 29 成績の低下
- 30 もの忘れがひどくなった。
- 31 自傷行為(リストカットなど)
- 32 「死」をほのめかすようなメモ、日記。

資料3

令和3年度 スクリーニングチェック表

子どもの身体的特徴

- 朝の健康観察で同じ症状が一週間以上続いている
- 不自然な傷や火傷等、治療を受けていない外傷がある
- 給食を全く食べない、もしくは過食、おかわりをくり返す
- 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退がある
- 洗濯されていない服で登校（三日以上同じ服装）

子どもの行動的特徴

- 保健室に行くなど、よく教室から離れる
- 忘れ物が多い
- 絵画や作文で虐待を暗示させる表現がある
- 生物に対して残虐な行為をする
- 落ち着きがない状態が続く
- 虚言、万引き、家出などの問題行動をくり返す
- トイレに頻繁に行く（授業中）
- 乱暴・攻撃的な言葉遣いをする

保護者、家庭の特徴

- 懇談など会う約束をしようとしても拒否することが多い
- 子どもへの否定的な態度や言葉が多い
- いつも外出して、子どもだけで留守番させる
- 家庭環境に変化があった
- 教材費・給食費の滞納が2ヶ月続いた
- 生活保護費を受給している
- 不安が高い クレームをつける

※一つでも該当項目があれば、その児童の報告をお願いします